

1 3次元モデルの部分的活用

1－1 概要

3次元モデルの部分的活用とは、安全管理・施工管理・工事説明など工事におけるいずれかの段階で、3次元モデルを作成し活用する工事をいう。

1－2 対象工種

全ての工種を対象とする。

実施内容としては次に示す内容を参考とする。

(1) 視覚化による効果

- | | |
|---------------|---------------|
| 1) 施工計画の検討補助 | 2) 2次元図面の理解補助 |
| 3) 現場作業員等への説明 | 4) 視認性の確認 |
| 5) 点検スペース等の確認 | 6) 重ね合わせによる確認 |
| 7) 鉄筋の干渉チェック | 7) 現場条件の確認 |
| 8) 施工ステップの確認 | 10) 広報での活用 |

(2) 省力化・省人化

- | | |
|---------------|-------------|
| 1) 施工数量算出 | 2) 施工管理での活用 |
| 3) ICT 施工での活用 | |

(3) 精度の向上

- | |
|---------------------------|
| 1) 3次元モデルを利用した解析・シミュレーション |
|---------------------------|

(4) 情報収集等の容易化

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1) 維持管理へのデータ引継 | 2) 不可視部の3次元モデル化 |
|----------------|-----------------|

1－3 発注方式

3次元モデルの部分的活用の発注は、次の方式によるものとする。

＜受注者希望型＞

全ての発注工事を対象とし、受注者からの希望により3次元モデルを部分的に活用する工事に適用する。

1－4 3次元モデルの部分的活用の実施に関する協議

受注者は、契約後、3次元モデルの部分的活用に関する具体的な内容について、様式-1の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合に3次元モデルの部分的活用を行うことができる。

1－5 3次元モデルの部分的活用の実施推進のための措置

＜工事成績評価における措置＞

3次元モデルの部分的活用を実施した場合、創意工夫における【その他】「□その他」において評価するものとする。記載する理由は、「3次元モデルの部分的活用」とする。

なお、3次元モデルの部分的活用実施工事において、3次元モデルの部分的活用を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。

(1) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により3次元モデルの部分的活用が実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点は行わない。

また、総合評価落札方式による業者選定時に、受注者からの申請に基づき3次元モデルの部分的活用を行うことで評価を行った工事において、受注者の責により実施されなかったと判断された場合は、入札説明書および特記仕様書に記載のとおり工事成績評価を減ず

る措置を行うものとする。

1－6 工事費の積算

3次元モデルの部分的活用にかかる経費について契約変更は行わない。

1－7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

2 建設現場の遠隔臨場

2－1 概要

建設現場の遠隔臨場（以下「遠隔臨場」という。）とは、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」や「立会」を行うものである。実施要領は以下に定める。

- ・建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（令和 7 年 4 月）

2－2 対象工種

全ての工事を対象とする。

2－3 発注方式

遠隔臨場は、次の方式により発注する。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事に適用する。

（2）受注者希望型

受注者からの希望により遠隔臨場を実施する工事に適用する。

2－4 遠隔臨場の実施に関する協議

受注者は、実施要領に基づき、適用種別（「段階確認」、「材料確認」や「立会」）、機器構成・仕様および実施記録の方法について監督職員と協議を行い、協議が整った場合に施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるものとする。

2－5 遠隔臨場に係る器類の調達

受注者は、施工計画書に基づき、遠隔臨場を実施するために必要な ICT 機器類を調達する。

2－6 遠隔臨場の実施推進のための措置

＜工事成績評価における措置＞

遠隔臨場を実施した場合、創意工夫における【その他】「□その他」において評価するものとする。記載する理由は、「建設現場の遠隔臨場の実施」とする。

なお、遠隔臨場実施工事において、遠隔臨場を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。また、遠隔臨場の実施を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

（1）発注者指定型

受注者の責により遠隔臨場が実施されない場合は、契約事項の不履行として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。

（2）受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により遠隔臨場を実施するため、実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点は行わない。

2－7 工事費の積算

発注者指定型および受注者希望型ともに、遠隔臨場の実施にかかる経費については別途計上しない。

2－8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

3 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測

3－1 概要

デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測（以下「デジタル鉄筋計測」という。）とは、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。実施要領は以下に定める。

- ・デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（令和7年4月）

3－2 対象工種

鉄筋組立時の段階確認を行う工事を対象とする。

3－3 発注方式

デジタル鉄筋計測は、次の方式により発注する。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事に適用する。

（2）受注者希望型

受注者からの希望によりデジタル鉄筋計測を実施する工事に適用する。

3－4 デジタル鉄筋計測の実施に関する協議

受注者は、実施要領に基づき、適用範囲、出来形管理基準および規格値・出来形管理写真基準、使用機器・ソフトウェアならびに現場における精度確認方法について監督職員と協議を行い、協議が整った場合に施工計画書に記載し監督職員の確認を受けるものとする。

3－5 デジタル鉄筋計測に係る器類の調達

受注者は、施工計画書に基づき、デジタル鉄筋計測を実施するために必要な ICT 機器類を調達する。

3－6 デジタル鉄筋計測の実施推進のための措置

＜工事成績評定における措置＞

デジタル鉄筋計測を実施した場合、創意工夫における【その他】「□その他」において評価するものとする。記載する理由は、「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施」とする。

なお、デジタル鉄筋計測実施工事において、デジタル鉄筋計測を採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象とせず、併せて以下を標準として減点を行うものとする。また、デジタル鉄筋計測の実施を途中で中止した工事についても同様な評価を行うものとする。

（1）発注者指定型

受注者の責によりデジタル鉄筋計測が実施されない場合は、契約事項の不履行として工事成績評定から措置の内容に応じて減点する。

（2）受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりデジタル鉄筋計測を実施するため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

3－7 工事費の積算

本工事にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上とする。なお、機器の手配は基

本的にリースとし、以下を参考に賃料等を計上することができるものとする。

- ・計測機器等の賃料
- ・機器調達元の人員手配にかかるもの
- ・通信費
- ・その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等、計測に必要な全ての費用）

3－8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。

4 その他 ICT の活用

4－1 概要

ICT 活用工事、ICT 建設機械による施工、三次元モデルの部分的活用、建設現場の遠隔臨場、デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施以外の ICT 施工技術を活用し施工の効率化、品質または安全性の向上を図る工事をいう。

4－2 対象工種

全ての工事を対象とする。

4－3 発注方式

その他 ICT の活用の発注は、次の方式によるものとする。

＜受注者希望型＞

受注者からの希望によりその他 ICT 施工技術を活用する工事に適用する。

4－4 その他 ICT の活用の実施に関する協議

受注者は、契約後、その他 ICT の活用に関する具体的な内容について、様式－1 の滋賀県 ICT 活用工事に関する協議書により監督職員と協議を行い、協議が整った場合にその他 ICT の活用を行うことができる。

4－5 その他 ICT の活用実施の推進のための措置

＜工事成績評定における措置＞

その他 ICT の活用を実施した場合、創意工夫における【その他】「その他」において評価するものとする。採用する ICT 活用技術により評価する適宜理由を記載する。

なお、その他 ICT の活用工事は、工事契約後の受注者からの提案によりその他 ICT の活用を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

4－6 工事費の積算

その他 ICT の活用にかかる経費について契約変更は行わない。

4－7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。